

日 時：令和5年8月23日（水）14：40～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第251回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更案に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題1につきまして説明いたします。

資料1-1は、地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更案に係る協議への対応についてです。

まず、「1. 検討の趣旨」、「2. 本件協議の概要」ですけれども、地方公共団体情報システム標準化基本方針は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第1項に基づきまして、当該標準化の推進を図るための基本的な方針として策定されます、政府が定める計画となっております。

内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、標準化基本方針の案を策定又は変更する際には、予め関係行政機関の長に協議することとされておりまして、今回は、昨年10月に策定された計画の変更に係る協議になります。

「3. 対応案」ですけれども、標準化の推進及び実施に当たりましては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者、ガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体におきまして、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を含む個人情報等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために個人情報等の適正な取扱いが確保されることが肝要であることから、別添の意見を提出することとしたいと考えております。

資料1-2が具体的な意見案になります。

1点目ですけれども、地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、昨年の標準化基本計画策定時の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項の規定に基づく意見について（回答）」（令和4年9月29日個情第1619号）を引き続き踏まえること、2点目につきましては、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る一連の事案が生じているこ

とを踏まえて、特定個人情報を含む個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることとしております。

最後になりますが、本件資料の取扱いについてお諮りします。

本日、御説明しました地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更案は、今後、政府内での必要な調整や手続を経て、閣議決定・公表が行われるものとなっております。委員会としては、地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更案の確定後に、資料、議事録及び議事概要を公表することといたしてお諮りさせていただきます。

議題1の説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御報告ありがとうございます。

ただ今、事務局から頂きました報告のように、地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、個人情報保護法及び番号法に基づき、特定個人情報を含む個人情報等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報等の適正な取扱いが確保されることが肝要であると考えます。国の行政機関や地方公共団体等においては、昨年の標準化基本方針の策定時に当委員会からの意見で示した点を引き続き踏まえながら、より丁寧に、地方公共団体情報システムの標準化を推進していただくよう、当委員会としても必要な助言等を行っていただきたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について御説明いたします。資料2を御覧ください。

大項目1の「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。

まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで、地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在1,261団体、9,418件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

続いて、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました、令和6年2月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、計202団体から、新規の届出が371件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が126件、事務の廃止等を行う中止の届出が22件の計519件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体の数が1,292団体、届出数が9,767件となります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものとして認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますがよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監視・監督関係者以外の方は御退席願います。

(監視・監督関係者以外退室)

○丹野委員長 では、議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

○丹野委員長 本日の議題は以上でございます。  
それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。